

意思疎通と言語の関係 ～「障害者の権利に関する条約」より～

<障害者権利条約>

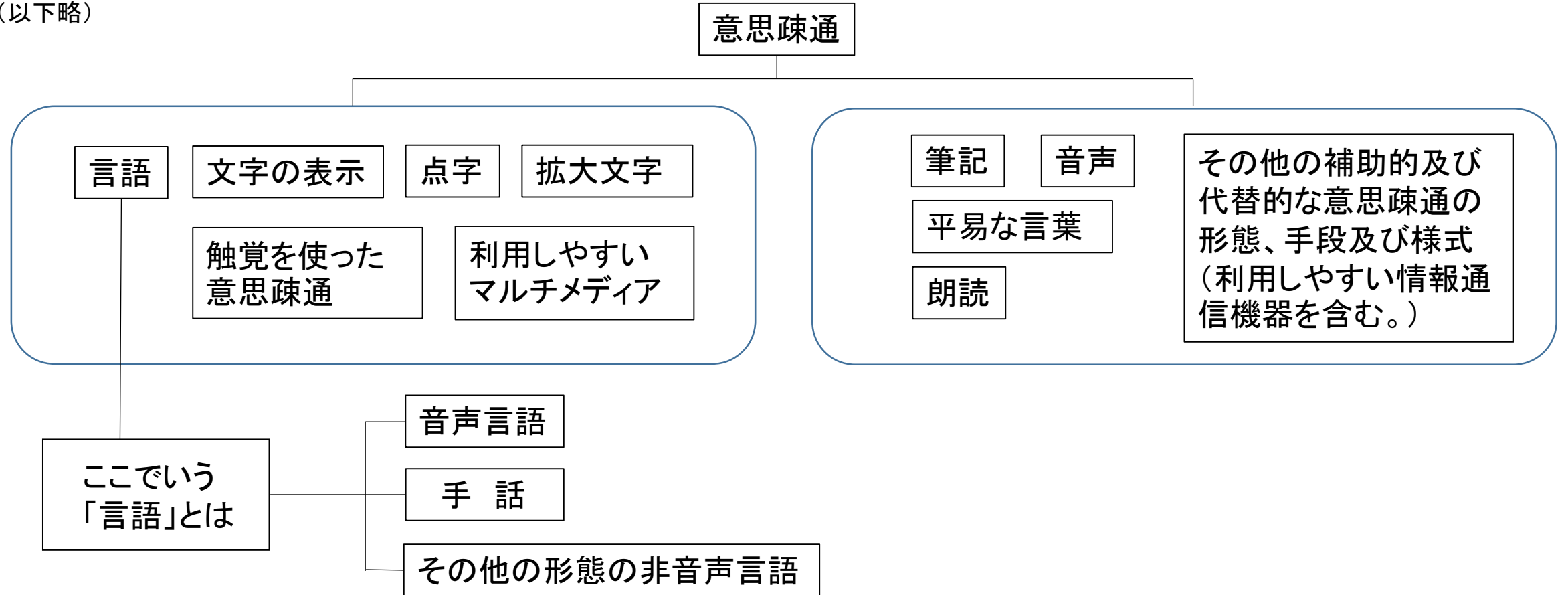
第二条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

(以下略)



すなわち、第二条は、「意思疎通」には、言語、点字や筆記、音声等があり、「意思疎通」の一つである「言語」には、音声言語、手話、その他の形態の非音声言語があることを示しています。

意思疎通と言語の関係 ～「障害者の権利に関する条約」より～

第二十一条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

締約国は、障害者が、第二条に定めるあらゆる形態の意思疎通であって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由(他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由を含む。)についての権利を行使することができることを確保するための全ての適当な措置をとる。この措置には、次のことによるものを含む。

- (a) 略
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること
(以下略)

締約国は、公的な活動において、以下を用いることを受け入れ、容易にする適当な措置をとる。

手話

点字

補助的及び代替的な
意思疎通

障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形式及び様式を用いること

第二十一条は、先の第二条で「意思疎通」に含まれるとされた、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通と障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形式及び様式を用いることについて、受け入れ、容易にする適当な措置をとることを定めています。

この条文は、「手話」「点字」と「意思疎通」を別物と考えているのではなく、手話も点字もそれ以外の手段も、第二条の「意思疎通」に含まれることを前提に、様々な意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、容易にするための適当な措置をとることを締約国に求めています。

<補足> 条文の「及び」「並びに」の使い方の違い

- ・同じレベルのものを2つを並列して定める場合 A 及び B
- ・同じレベルのものを3つ以上並列して定める場合 A、B、C 及び D
- ・違うレベルのものを3つ以上並列して定める場合 A 並びに a 及び b